

四日市市告示第177号

四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年 3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市木造住宅耐震補強計画費補助金交付要綱（平成18年四日市市告示第93号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補強計画に係る1棟当たりの補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 補助額は次のいずれかとする。</p> <p>ア 耐震補強工事を行うための補強工事においては、補強計画に要する経費の3分の2と<u>8</u>万円を比較して、いずれか少ない額。</p> <p>イ 準耐震補強工事を行うための補強工事においては、補強計画に要する経費の3分の2と<u>8</u>万円を比較して、いずれか少ない額。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成34年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補強計画に係る1棟当たりの補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 補助額は次のいずれかとする。</p> <p>ア 耐震補強工事を行うための補強工事においては、補強計画に要する経費の3分の2と<u>16</u>万円を比較して、いずれか少ない額。</p> <p>イ 準耐震補強工事を行うための補強工事においては、補強計画に要する経費の3分の2と<u>10</u>万円を比較して、いずれか少ない額。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。</p>

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附属第2項の改正は、告示の日から施行する。

(危機管理監危機管理室)